

暮らし

税証明の

コンビニ交付サービスを
休止します

令和6年度税証明書の交付開始
に対応するため、6月6日(木)は、
所得証明書と課税証明書のコンビ
ニ交付サービスを終日休止します。
なお、住民票など、税証明以外
の証明書の取得は可能です。

問 税制課 ☎ (632) 2187

障がい者などの
駐車スペースの適正利用に
ご協力ください



本市では、障
がい者などの駐
車スペースを適
正に利用してい
ただくために、
市の公共施設に
ある、障がい者などの駐車スパー
スに案内表示をしています。

車いすのマークが表示された障
がい者用駐車スペースがある民間
施設もあります。

この駐車スペースに、対象者以
外の人が駐車することのないよう、
適正な利用にご協力ください。

低所得世帯に対する

重点支援給付金（こども加算分）を
支給します

ID 1035807

問 市重点支援給付金コールセンター ☎ 0120 (375) 787

■対象世帯 基準日（令和5年12月1日）時点で、
本市に住民登録があり、世帯全員が「令和5年度住
民税非課税者」または「令和5年度住民税均等割の
み課税者」である世帯。ただし、住民税均等割が課
税されている人の扶養親族などのみで構成される世
帯を除く。

■対象となる児童 ①～③のいずれかに該当する児
童。①基準日において対象世帯の世帯主と同一世帯
の18歳以下の児童（平成17年4月2日～令和5年12
月1日までに生まれた児童）②令和5年12月2日以
降に対象世帯に出生した児童③基準日時点で対象世
帯と別世帯であるが、対象世帯の世帯主と生計が同
一である児童（単身で寮で生活している児童など）。

■支給額 児童1人あたり5万円。

■手続き期限 8月30日。

■手続き方法

▼「支給のお知らせ」が届いた場合 重点支援給付
金を受給した口座から変更がない場合、手続きは
不要です（重点支援給付金と同じ口座に振り込み
ます）。

▼申請が必要となる場合 以下に該当する場合は、
市重点支援給付金コールセンターまでご連絡くだ
さい。①対象世帯のうち、「支給のお知らせ」が
届かない②令和5年12月2日以降に対象世帯に出
生した児童がいる。なお、「支給のお知らせ」が
届いた世帯で、お知らせに記載の「対象児童人数」
に当該児童が含まれている場合は、申請は不要で
す③基準日時点で対象世帯と別世帯であるが、対
象世帯の世帯主と生計が同一である児童がいる④
修正申告などにより本給付金の対象となるなど。

■その他 DVなどの事情により本市で生活してい
る世帯などで対象となる児童がいる場合は、受給で
きる場合がありますので、市重点支援給付金コール
センターへお問い合わせください。支給時期など、
詳しくは、市☎をご覧ください。

なお、「宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付
金」（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯分）の手
続き期限は6月28日です。お早めに手続きください。

ID 1027351

ふるさと納税を活用する
公益活動団体を
募集します

問 保健福祉総務課 ☎ (632) 2930

▼利用できる人 障がい者、要介
護者、妊産婦、けが人など移動に
配慮が必要な人。また、県の「お
もいやり駐車スペース利用証」を
お持ちの人。

各団体の公益活動をふるさと納

税の使途に指定し、本市が寄付金
の受け入れ先となり、受け入れた
寄付金を各団体に交付します。

▼対象団体 特定公益増進法人、

NPO法人、認可地縁団体。

▼対象となる経費 団体の活動経
費のうち公益的な事業に必要な経
費など。

▼応募期限 6月30日（必着）。

▼応募方法 市☎に掲載する募集
要項を確認の上、必要書類を添え
て、送付またはEメールで、〒320
-8540 市役所都市ブランド戦略課 ☐
u42000500@city.utsunomiya.
tochigi.jp。

▼支援団体の決定 書面審査の
上、支援団体を決定します。

▼その他 応募要項など、詳しく
は、市☎をご覧ください。都市ブ

ランド戦略課 ☎ (632) 5037へ。

6月1～7日は
水道週間

市民の皆さんに、日常生活の中
で当たり前前に使用している水の太
切さを改めて実感していただくた
め、施設開放イベントやパネル展
示などを行います。

■施設開放イベント

■期日 6月8日(土)。

■会場 松田新田浄水場(今里町)。

■パネル展示

■期間 6月7日まで。

■会場 市役所1階市民ホール。

結婚を希望する市民の皆さんを応援します

問 都市ブランド戦略課 ☎ (632) 2115

1 とちぎ結婚支援センター入会登録料を補助

ID 1029863

A I を活用したパートナー探しやマッチングなど、結婚を希望する男女の出会いを提供する、「とちぎ結婚支援センター」へ入会する際の登録料1万円を、最大100%補助します。

▼対象 ①～③の要件をすべて満たす世帯①令和6年4月1日以降にとちぎ結婚支援センターに登録した②本市に居住かつ本市の住民基本台帳に記録されている③市税の滞納をしていないなど。

▼補助額 39歳以下=自己負担額の全額、40歳以上=自己負担額の2分の1。

▼提出書類 ①補助金交付申請書兼交付請求書②会員登録証の写し③入会登録料の領収証写し④本人確認書類の写しなど。

2 結婚新生活支援事業の申請を受け付けています

ID 1026674

結婚を希望する市民を応援するため、結婚に伴う住宅取得や新居の家賃、引っ越し費用などの一部を補助します。

▼対象 ①～④の要件をすべて満たす世帯①令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻届を受理された人②婚姻届受理時の年齢が、夫婦ともに39歳以下③夫婦の令和5年の所得の合計金額が500万円未満④「居住誘導区域」に居住し、居住地に住民票の住所があるなど。

▼補助額 1世帯当たり最大30万円。婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、1世帯当たり最大60万円。

▼補助対象の経費 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払った①住宅の購入費（土地の購入費は除く）②賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料③引っ越し業者などへ支払った実費④住宅のリフォーム費。

■申請期限 令和7年3月31日。

■その他 詳しくは、市☎をご覧ください。

■市立図書館での関連図書の設定など

▼期間 6月17日まで。

▼会場 中央図書館（明保野町）、東図書館（中今泉3丁目）、南図書館（雀宮町）。

問 経営企画課 ☎ (633) 3230

ID 1012623
PCB廃棄物の保管および処分状況等届出書を提出してください

PCB廃棄物などを保管・所有



▲高圧コンデンサーなどの電気機器の絶縁油として広く使用されま

している事業者は、PCB特別措置法で、毎年6月30日までに、前年度（4月1日～翌年3月31日）のPCB廃棄物の保管状況などについて、届け出を行うことが義務付けられています。

▼PCBとは 電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデン

した。しかし、人体への有害性が明らかとなり、現在は製造や新たな使用は禁止されています。このため、PCB廃棄物は、特別な保管・処分をしなければなりません。

▼提出書類 保管状況などの届け出を正本1部・副本1部（控えが必要な人は3部）。PCB廃棄物を特定できる写真、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し、令和5年度中に

PCB廃棄物を処分した人は、PCB廃棄物の処分時に発行した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し。

▼提出方法 直接または送付で、〒320-8540 市役所環境保全課（市役所12階）☎ (632) 2407へ。

地域活動団体のデジタル活用セミナーの参加者募集

▼日時 7月27日（土）午前10時～正午。

▼会場 市役所14階D会議室。

▼内容 地域活動団体運営におけるスマートフォンで使えるデジタルツールの活用方法や、スマートフォンの操作方法などを教える地域のボランティア「宮デジサポーター」の活動紹介など。

▼対象 地域活動団体（自治会・老人会など）、市民活動団体（ボランティア団体など）に所属・関係する人（個人でも申し込み可）。

▼定員 先着10団体。各団体4人まで。

▼申込期限 7月16日。

▼申込方法 市電子申請共通システムによる申請または電話で、デジタル政

策課 ☎ (632) 2279へ。



▲申請フォーム URL

暮らし

ID 1035762
貸したい農地の登録を
受け付けています

遊休農地の発生防止や農地の流動化を促進するため、土地所有者が耕作目的で貸し付けを希望する農地の登録を受け付けています。登録された農地は、「宇都宮まちかど情報マップ」に掲載する他、農業企画課（市役所7階）や市農業公社窓口（元今泉7丁目）で借受希望者に紹介します。

▼対象 現在耕作されていない、または耕作されなくなる予定の市内の農地で、耕作目的での貸借を希望する農地。

▼申込方法 農業企画課にある申請書（市庁から取り出し可）に必要事項を書き、直接または送付で、〒320-8540市役所農業企画課へ。
問 農業企画課 ☎（632）2454

ID 1035769
あなたの声を市政に
まちづくり懇談会

市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行います。

▼日時 ①6月28日（金）②7月10日（水）、午後6時30分。

▼会場 ①御幸地域コミュニティセンター（御幸本町）②清原区（清原工業団地）。

▼その他 2歳以上の未就学児の託児あり。希望者は、①6月14日②7月1日までに、電話で、広報広聴課 ☎（632）2025へ。

環境

害虫無料相談会を
開催します

▼日時 6月15日（土）
午前10時～午後3時。

▼会場 県庁（埴田1丁目）。

▼内容 衛生害虫やネズミに関する専門家の無料相談会や、スズメバチの巣などの展示。

問 生活衛生課 ☎（626）1108、衛生害虫防除等相談室（県ペストコントロール協会） ☎（625）0606

ID 1005600
スズメバチの巣の
駆除はお早めに

毎年7～9月になると大きくなったスズメバチの巣が発見されます。巣の駆除を専門業者に依頼すると費用が掛かりますが、大きくなる前に巣を発見できれば、比較的簡単に駆除できます。身近な場

市動物愛護センター「宮わんにゃんパーク」
（竹林町）で催しを開催します

問 生活衛生課 ☎（626）1108

1 ステップアップ講座「ドッグトレーナーに学ぶ犬のお散歩レッスン」

▼日時 6月21日（金）午後1時30分～2時30分。

▼内容 佐々木美奈さん（獣医師）による散歩時の引っ張り癖を軽減するための実践型ウォーキングレッスン。

▼対象 市内在住の犬の飼い主と飼い犬（これまでに犬の正しい飼い方・接し方教室を受講している人が優先）。

2 犬と参加する正しい飼い方・接し方教室

▼日時 6月22日（土）、パピークラス＝午後1時～2時、成犬クラス＝午後2時15分～3時15分。

▼内容 山本幸枝さん（1級愛玩動物飼養管理士）による犬の基本的なしつけや接し方を学ぶ教室。

▼対象 市内在住の犬の飼い主と飼い犬。これから飼う予定の人の受講も可。

3 週末譲渡会

▼日時 6月29日（土）午後1時～3時。

▼内容 新しい飼い主を待っている動物と触れ合う。

▼その他 イベント当日は、動物を連れて帰ることはできません。譲渡対象の動物は市庁、宮わんにゃんパークの公式Instagramまたは電話でご確認ください。

■定員 12名先着5組。

■申込期限 16月17日26月19日。

■申込方法 電話で、生活衛生課（保健所内）へ。

■その他 宮わんにゃんパークの公式Instagramで、譲渡動物や迷子動物の情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



▲宮わんにゃんパーク公式Instagram

所を点検し、早期駆除を心掛けましょう。

▼巣を作りやすい場所 軒下、樹木、垣根や植え込みの中、床下、戸袋の中など。

▼巣を発見したら 急に近づかない、揺らさない、近くで騒がない。

▼その他 スズメバチの巣の駆除を希望する場合は、専門業者に相談ください。なお、本市ではスズメバチの巣の駆除は行っていない。

問 生活衛生課 ☎（626）1108

蚊の発生を
防止しましょう

蚊に刺されると、かゆみなどの不快感が生じるだけでなく、発熱や発疹などを主症状とするデング熱などの感染症を発症することもあります。

蚊が媒介する感染症は海外（特に熱帯や亜熱帯）で多く発生しますが、国内での感染報告もあり、普段から注意が必要です。

「宇都宮市文化財保存活用地域計画」(素案)に関するパブリックコメントについて

ID 1035776

問 文化都市推進課 ☎ (632) 2764

本市では、市の歴史や歴史文化資源についての保存活用の方針を定めた「宇都宮市歴史文化基本構想」を平成29年度に策定しました。その構想に基づく文化財の保存・活用のためのアクションプランとして、「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の作成を進めています。本計画の策定に当たり、市民の皆さんの声を反映するため、本計画の素案を公表し、意見を募集します。

- ▼募集期間 7月1～19日。
- ▼閲覧可能場所 市☎、文化都市推進課（市役所12階）、行政情報センター（市役所1階）、各☎・☎・☎・市民活動センター。
- ▼閲覧可能時間 午前8時30分～午後5時15分（バンパ出張所は午前10時～午後5時15分）。
- ▼提出方法 市☎の専用フォームに必要事項を入力するか、提出専用意見募集様式に意見を記入し、直接または送付・ファクスで、〒320-8540市役所文化都市推進課☎ (632) 2765へ。

蚊の発生を抑えるには

蚊の防除には、ボウフラ（蚊の幼虫）の生息環境である水たまりをなくすことが最も効果的です。次のような場所に不要な水がたまらないようにしましょう。

- ▼鉢植えの受け皿。
- ▼雨ざらしのバケツやジョウロ。
- ▼古タイヤ。
- ▼空き缶。
- ▼自転車やオートバイの雨よけシート。
- ▼詰まった雨どい。
- ▼蚊に刺されないために蚊の多い場所に行くときは、刺

されないように、長袖シャツ・長ズボンを着用するなど肌の露出を少なくしましょう。必要に応じて、虫除けスプレーなどの忌避剤を使用しましょう。

問 生活衛生課 ☎ (626) 1108

不法投棄の防止には「地域の目」が必要で



6月は不法投棄防止重点監視月間です。不法投棄を未然に防ぐには、地域の皆さんによる監視活動が最も効果的です。「不法投棄をしない・させない」

3月23日に実施しました／

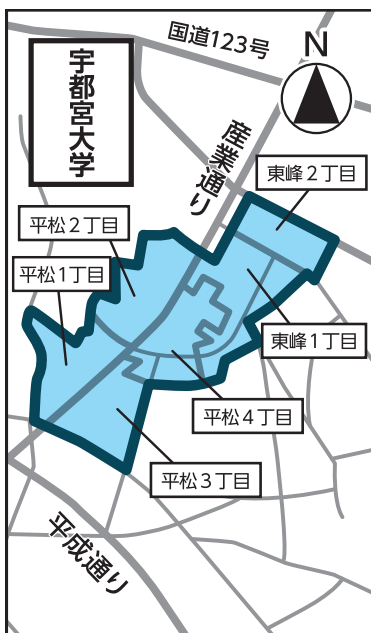
宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業に伴う住居表示実施についてのお知らせ

ID 1029579

問 市民課 ☎ (632) 2263

▼宅配事業者の皆さんへ

峰町、東峰町、石井町および平松本町の各一部において住居表示を実施し、住所が変更となっています。



ので、該当する地域に荷物を届ける際は、ご注意ください。なお、最新の住所は市民課にて案内しています。

▼お住まいの皆さんへ
宅配事業者やネット通販事業者が、最新の住所を把握していない場合があります。

お手数ですが、新住所と旧住所を伝えるなどの対応をお願いします。

住宅地などの農薬の飛散防止

住宅地などに近接する土地など

ID 1005367

「もし発見・目撃した場合は、電話またはファクス（現場の状況・連絡先を明記）で、廃棄物政策課 ☎ (632) 2929、☎ (633) 4323へ。また、市民通報システム「宮ココ」でも通報できます。詳しくは、宮ココ☎ををご覧ください。



▲宮ココ☎

許さない」の意識を持ち、不法投棄をしにくい環境づくりにご協力ください。

の管理に当たっては、農薬の飛散による周辺住民などへの影響を防止するため、できるだけ農薬を使用しないよう心掛けましょう。

やむを得ず農薬を散布する場合は、定められた用法・用量を厳守するとともに、飛散防止策を取るなど、十分に配慮しましょう。

また、事前に、周囲に住んでいる人へ、農薬を散布する日時などを周知しましょう。

問 住宅地での農薬散布Ⅱ環境保全課 ☎ (632) 2420、農業に関する農薬散布Ⅱ農林生産流通課 ☎ (632) 2466

住まい

市営住宅の入居者
6月の募集

ID 1026664

▶受付日時 6月3～7日まで、
午前8時30分～午後6時。

▶受付会場 宇都宮市営住宅管理
センター(中央1丁目・東急コミュ
ニティー)。

▶抽選会 6月11日(火)。

▶その他 募集住宅や入居申込資
格・方法など、詳しくは、宇都宮
市営住宅管理センター、住宅政策
課(市役所9階)、各區・画などに
置いてある「入居申込案内」「市営
住宅入居者募集」をご覧ください。
問 宇都宮市営住宅管理センター ☎
(678) 8861、住宅政策課 ☎(632)
2553

安心・安全

交通ルールを守り
安心して暮らせるまちへ

ID 1028957

6月は暴走族等根絶推進強化月
間です。

暴走族による暴走行為など、悪
質で危険性・迷惑性の高い交通違
反は、重大な事故につながる恐れ
があります。家庭・地域・学校・

職場で連携し、暴走族を根絶しま
しょう。

▶暴走族には加入しない、させな
い。

▶暴走族をやめる、やめさせる。

▶暴走行為をしない、許さない。

▶暴走族を見に行かない、行かせ
ない。

▶暴走行為を見かけたら、速やか
に警察へ通報する。

問 生活安心課 ☎(632) 2264

次世代へ つなごう無事故
と青い地球 6月2～8日
は危険物安全週間

ID 1003272

ガソリン・灯油類をはじめとする
危険物は、事業所などに幅広く
利用され、生活にも深く浸透して
いるので、安全な取り扱いが重要
です。この機会に、身の回りの危
険物の点検をお願いします。

▶消防訓練を実施 危険物安全週
間に、危険物施設からの火災発
生を想定した消防訓練を行います。

当日はサイレン音が鳴りますの
で、近隣にお住まいの皆さんはご
理解ご協力をお願いします。

▶日時 6月7日(金)午後2時～
会場 SUBARU航空宇宙カ
ンパニー(陽南1丁目)。

問 消防局予防課 ☎(625) 5507

ID 1004932

あなたの周りの
外国人市民に
伝えてください

外国人市民向けの情報

問 多文化共生推進課 ☎028(616) 1567
(馬場通り4丁目1-1、うつのみや表参道スクエア5階)

■「UTSUNOMIYA CITY Global Site」を使おう！
宇都宮市での生活に役立つ情報はすべてここから！7言語で見ることができます。

・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語
・中国語・英語・韓国語

UTSUNOMIYA
CITY Global
Site URL1

■外国人市民に便利なSNSを紹介！

外国人市民向けにタイムリーな情報をやさしい日本語と英語で発信しています。



Living
Information in
Utsunomiya URL2



市国際交流協会
(UCIA) URL3

■窓口が多言語翻訳タブレットがあります(31言語)

職員に「使いたい」と言ってください。
各窓口に置いてあります。

問 デジタル政策課 ☎028(632) 2094

ここで
使えます

総合案内・市民課・生活福祉課(市役所1階)、
税制課・子ども支援課(市役所2階)、国際交
流プラザ、駅東出張所、パンパ出張所、雀宮
地区市民センターなど。

■窓口に来てください

ID 1024787



市HP「多言語翻訳タ
ブレット設置場所」

■日本語を学んでみませんか？

▶費用 1カ月1,000円。

▶申込 電話またはEメールで、市国際交流協会
☎028(616)1870、✉ucia@ucia.or.jpへ。



日本語教室
URL4

外国人市民のための日本語教室

場 所	曜日	時 間	休 日
国際交流プラザ	月	13:30～15:30	—
	火	13:30～15:30 (上級)	—
	水	①10:00～12:00②13:30～15:30	—
	木	13:30～15:30	—
	土	10:00～12:00 (小学校高学年・中高生対象)	—
	日	13:30～15:30	6/30
松川地区市民センター(西川田町)	火	①10:00～12:00②18:30～20:30	—
市総合福祉センター(中央1丁目)	木	18:00～20:00	—
北生涯学習センター(若草3丁目)	土	18:30～20:30	—

■困ったことがあれば相談してください

外国人市民のための総合相談



場 所	国際交流プラザ 国際交流プラザ ☎028(616) 1564	外国人市民相談コーナー (市役所2階)※ ☎028(632) 2834
時 間	15:00～18:00	9:00～12:00 14:00～17:00
ポルトガル語	月曜日	木曜日
スペイン語	第4日曜日	—
ベトナム語	第1・3月曜日	第2木曜日
中国語	火曜日	第2木曜日
タイ語	水曜日	第1木曜日
英語	金曜日	第3木曜日

※ 木曜日が祝休日のときは、次の週の木曜日